

令和4年2月14日

お客様 各位

興栄信用組合

「まん延防止等重点措置」に伴う集金業務等の自粛のお知らせ

日頃より当組合をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

すでにご承知の事と存じますが、新潟県は令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）の期間、「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定され、適用後、感染者数は減少するかに見えてましたが、感染の高止まりが続いている状況であり、「まん延防止等重点措置」についても令和4年3月6日までの延長決定となりました。

これに伴い、県からの「社会機能の維持の為に必要な業務継続の仕組みを構築すること」の要請に鑑み、お客様と当組合職員の感染予防並びに営業店の営業継続のため、「まん延防止等重点措置」の期間中、集金業務を自粛させて頂いておりましたが、「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴い、下記期間までの集金業務の自粛をさせて頂く事と致しました。

お客様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解と協力をお願い申し上げます。

【集金業務の自粛期間】

令和4年2月14日（月）より令和4年3月4日（金）までの期間、集金業務を自粛させていただきます。

※自粛期間中の定期積金のお預け入れにつきましては、次回集金日等にてまとめて集金させていただきます。尚、集金の遅れによる満期日の変更はございません。窓口によるお預け入れはいつでもお受けいたします。

※融資又は年金等各種のお手続きやご相談での訪問は、これまで同様に訪問させていただきます。尚、訪問させて頂く場合は、事前にお電話等によりご了解を頂いたうえで訪問させていただきます。